

# 令和5年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会 総会

日時：令和5年5月25日（木）10:00～

会場：長良川スポーツプラザ

## 次 第

### 1 幹事長あいさつ

### 2 協議事項

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 令和4年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会<br>事業報告及び収支決算について | P 1～2  |
| (2) 総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会諸規程の改定について              | P 3～13 |

### 3 報告事項

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会令和5年度加入状況について           |         |
| (2) 令和5、6年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会<br>専門部会について     | P14     |
| (3) 令和5年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会<br>事業計画及び収支予算について | P 15～16 |

### 4 その他

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 令和6年度以降の登録について | P 17～18 |
|--------------------|---------|

令和5年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット)総会 出席者一覧

<役員>

役職	所属	出席者名
幹事長	(一社)スポーツリンク白川	野 尻 悟
副幹事長	朝日大学	築 瀬 歩
副幹事長	(公財)岐阜県スポーツ協会	畑 中 ちづる
常任幹事	NPO法人Let'sたるい	波 賀 野 里 美
常任幹事	みわスポーツクラブ	笠 井 佐 利
常任幹事	(特非)NPO総合体操クラブ	臼 井 俊 範
常任幹事	NPO法人スポーツフラッグG	瀧 下 正 成
常任幹事	(一社)みたけスポーツ・文化倶楽部	水 野 嘉 博
常任幹事	NPO法人Viva中津川	小 川 弘 美
常任幹事	NPO法人萩原スポーツクラブ	細 江 隆 司

地 区	市町村名	クラブ名	出席者
中濃	関市	せきスポーツクラブ	瀧 瀧 明
		NPO法人キウイスportsクラブ	林 裕 之
		上之保ほほえみスポーツクラブ	加 藤 浩 一
		(一社)せき西部ふれあいSC	白 岩 誠 治
		中部学院大学スポーツカレッジ	欠 席
	郡上市	NPO法人スポーツフラッグG	瀧 下 正 成
		(一社)郡上ブルーズスポーツクラブ	欠 席
		可児市	(一社)可児UNICスポーツクラブ
可茂	八百津町	チャレンジクラブ802	瀧 瀧 秀 行
	白川町	(一社)スポーツリンク白川	渡 辺 靖 代
	川辺町	川辺スポーツクラブ	可 児 真 由 美
	御嵩町	(一社)みたけスポーツ・文化倶楽部	水 野 嘉 博
	坂祝町	坂祝スポーツクラブ	若 井 健 太
	東白川村	NPO法人青空見聞塾	村 雲 辰 善
	東濃	多治見市	KSCこいずみ総合クラブ
恵那市		あけちクラブ	鈴 木 英 昭
		えなイースト総合スポーツクラブ	欠 席
中津川市		認定NPO法人つけちスポーツクラブ	片 田 洋 一 郎
		NPO法人やさかイキイキ倶楽部	欠 席
		NPO法人Viva中津川	小 川 弘 美
瑞浪市	NPO法人稲津スポーツ・文化クラブ	柴 田 増 三	
飛騨	下呂市	NPO法人萩原スポーツクラブ	細 江 勝
	飛騨市	ひだチャレンジクラブ	欠 席
	高山市	NPO法人飛騨高山アクティブスポーツクラブ	室 屋 透

<委員>

地 区	市町村名	クラブ名	出席者
岐 阜	岐阜市	長森・日野スポーツクラブ	欠 席
		精華スポーツクラブ	名 和 弘 八
		みわスポーツクラブ	笠 井 佐 利
		長良西スポーツクラブ	欠 席
		やないづスポーツクラブ	安 田 正 一
	羽島市	はしまモアスポーツクラブ	立 花 智 美
		はしま南部スポーツ村	岩 田 幸 弘
		はしまなごみスポーツクラブ	福 田 正 明
	瑞穂市	NPO法人link-upみずほ	小 森 姿 磨 子
		(公社)ぎふ瑞穂スポーツガーデン	欠 席
	山県市	NPO法人Team-yamagata Sports Club	欠 席
	岐南町	NPO法人スポーツ振興協議会	欠 席
	北方町	きらり北方クラブ	欠 席
	西 濃	大垣市	NPO法人FCヴィオーラ
海津市		スマイルクラブこん平田	欠 席
		(一社)南濃スポーツクラブ	欠 席
養老町		(一社)養老スポーツクラブ	欠 席
垂井町		NPO法人Let'sたるい	波 賀 野 里 美
神戸町		NPO法人ごうどスポーツクラブ	河 合 功
安八町		NPO法人NPO総合体操クラブ	欠 席
池田町		NPO法人いけだスポーツクラブ	欠 席
大野町	おおのスポーツクラブ	白 木 慎 治	

<事務局>

事務局長	(公財)岐阜県スポーツ協会	武 藤 智 志
スポーツ推進課長	(公財)岐阜県スポーツ協会	若 松 卓 郎
スポーツ推進課長補佐 兼 生涯スポーツ係長	(公財)岐阜県スポーツ協会	美 濃 島 広 幸
クラブアドバイザー	(公財)岐阜県スポーツ協会	藤 堂 綾 子
主 任	(公財)岐阜県スポーツ協会	鹿 嶋 純 子
主 事	(公財)岐阜県スポーツ協会	小 川 貢
主 事	(公財)岐阜県スポーツ協会	奥 田 智 大

## 令和4年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット) 事業報告

### 【県協議会事業】

#### ○総会及び地区委員会

事業名	期日	会場	対象
設立総会	8月20日	長良川スポーツプラザ	常任幹事及び委員
地区委員会	8月20日	長良川スポーツプラザ	常任幹事及び委員

#### ○常任幹事会

事業名	期日	会場	対象
第1回常任幹事会	7月13日	GMC	常任幹事
第2回常任幹事会	8月1日	GMC	常任幹事
第3回常任幹事会	3月24日	GMC	常任幹事

#### ○登録審査委員会

事業名	期日	会場	対象
登録審査委員会	6月24日	GMC	幹事長及び事務局

#### ○地区交流事業

事業名	期日	会場	主幹クラブ
ウォーキング&モルック体験	2月5日	岐阜地区	NPO法人Link-upみずほ
体操模範演武&体操教室	1月9日	西濃地区	(特非)NPO総合体操クラブ
スポーツマルシェ2022	10月30日	中濃地区	(一社)せき西部ふれあいSC
マレットゴルフ大会	11月12日	可茂地区	チャレンジクラブ802
意見交換会	3月2日	東濃地区	NPO法人Viva中津川
ツインポール教室&意見交換会	2月28日	飛騨地区	ひだチャレンジクラブ

### 【全国協議会事業】

事業名	期日	会場	対象
SC全国協議会 総会	2月20日	JSPO(オンライン)	幹事長及び事務局

### 【東海ブロック事業】

事業名	期日	会場	対象
東海ブロッククラブネットワークアクション2022 第1回実行委員会	7月22日	オンライン	幹事長及び事務局
東海ブロッククラブネットワークアクション2022 第2回実行委員会	12月3日	じばさん三重(三重県・四日市)	幹事長及び事務局
東海ブロッククラブネットワークアクション2022	12月3日～4日	じばさん三重(三重県・四日市)	登録クラブ関係者

令和4年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット)  
収支決算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算額	予算現額	決算額	差異	備 考
<b>I 事業活動収入の部</b>					
1 会費・入会金収入	400,000	460,000	460,000	0	
1 総合型クラブ登録費	400,000	460,000	460,000	0	登録クラブ登録費10,000円×46クラブ
2 雑収入	1,000	1,000	3	997	
1 受取利息	1,000	1,000	3	997	預金利息
3 補助金等収入	100,000	100,000	100,000	0	
1 岐阜県スポーツ協会助成金	100,000	100,000	100,000	0	スポーツ推進事業助成金(田口福寿会)
事業活動収入計(A)	501,000	561,000	560,003	997	
<b>II 事業活動支出の部</b>					
1 事業費	501,000	561,000	513,220	47,780	
1 会議費	0	0	0	0	
2 旅費交通費	114,000	103,900	85,988	17,912	会議等出席旅費 85,988円
3 通信運搬費	0	5,520	5,520	0	後納郵便 5,520円
4 消耗品費	8,000	8,000	4,161	3,839	事務消耗品 4,161円
5 印刷製本費	0	0	0	0	
6 燃料費	0	0	0	0	
7 賃借料	21,000	30,440	30,440	0	会議室使用料 28,040円 駐車場使用料 2,400円
8 諸謝金	0	0	0	0	
9 租税公課	0	0	0	0	
10 負担金支出	200,000	230,000	230,000	0	全国協議会への登録費納入 230,000円(5,000円×46クラブ)
11 助成金支出	150,000	175,000	148,971	26,029	地区事業助成金 148,971円(6地区分)
12 支払手数料	8,000	8,140	8,140	0	振込手数料 8,140円
事業活動支出計(B)	501,000	561,000	513,220	47,780	
事業活動収支差額(A)－(B)	0	0	46,783	△ 46,783	
当期収支差額(C)	0	0	46,783	△ 46,783	

第1章 総則

第1条 (総則)

本規程は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）生涯スポーツ委員会が設置した総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 県協議会の略称は、ぎふ清流S C ネットとする。

第2条 (基本理念及び目的)

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うため、総合型クラブ間のネットワークを構築し、相互の連携を図ると共に、公益性の高い持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条 (組織構成)

県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を守る県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

2 県協議会は、岐阜県内の総合型クラブのうち、本規程に従って登録した総合型クラブをもって構成する。

第2章 事業

第4条 (事業)

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 地区協議会並びに県スポ協加盟団体等との連携
- (8) その他目的達成に必要な事業

第3章 登録

第5条 (登録)

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

1. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」基本規程

2. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録規程

3. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録基準細則

4. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録審査細則

5. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録認定細則

6. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録更新審査細則

#### 第4章 役員

##### 第6条 (種類及び定数)

県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名
- (3) 常任幹事 7名以上10名以内
- (4) 委員 第5条に基づき登録したクラブ (以下「登録クラブ」という。)

##### 第7条 (委員の選出)

委員は、登録クラブが、その役職員の中から1名を選出する。

##### 第8条 (常任幹事の委嘱)

常任幹事は、地区区分 (岐阜、西濃、中濃、可茂、東濃、飛騨の6地区) ごとに委員の中から1名を互選し県スポーツ協生連スポーツ委員会の承認を得て、県スポーツ協生連スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 前項のほか、県スポーツ協生連スポーツ委員長は生連スポーツ委員会に諮って県スポーツ協理事及び学識経験者から、1名以上4名以内の常任幹事を委嘱することができる。

##### 第9条 (幹事長の委嘱及び職務)

幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポーツ協生連スポーツ委員会の承認を得て、県スポーツ協生連スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

##### 第10条 (副幹事長の委嘱及び職務)

副幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポーツ協生連スポーツ委員会の承認を得て、県スポーツ協生連スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

##### 第11条 (任期)

役員は任期は、2年とする。選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当該年度最初の県スポーツ協生連スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、第6条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまではその権利義務を有する。

##### 第12条 (定年制)

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

##### 第13条 (解任)

幹事長、副幹事長、常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、本会生涯スポーツ委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### 第5章 総会

##### 第14条 (構成)

総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

##### 第15条 (権限)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項
- (2) その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

##### 第16条 (開催)

総会は、毎年1回以上開催する。

##### 第17条 (招集)

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項のほか第20条に定める常任幹事会が必要と認められたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

##### 第18条 (出席)

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役職員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

##### 第19条 (決議)

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決による。

- 2 前項の規程にかかわらず、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。
- 3 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。



## 第6章 常任幹事会

### 第20条 (構成)

常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

### 第21条 (権限)

常任幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画、予算の決定
- (2) 県協議会の業務執行の決定
- (3) 常任幹事の職務執行の監督
- (4) 専門部会の設置
- (5) 専門部会の部会長及び部会員の選任・解任
- (6) その他、県協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項

### 第22条 (開催)

常任幹事会は原則として年に2回以上開催する。

### 第23条 (招集)

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

### 第24条 (出席)

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

- 2 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

### 第25条 (決議)

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決することによる。

- 2 常任幹事会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する常任幹事会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって常任委員会の賛成決議に代えることができる。

## 第7章 専門部会

### 第26条 (設置)

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

### 第27条 (構成)

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

- 2 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し知識・経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を得て幹事長が委嘱する。

### 第28条 (任期)

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当該年度最初の生涯スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任期間とする。

### 第29条 (招集)

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

### 第30条 (細則)

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

## 第8章 会計

### 第31条 (会計)

県協議会の会計は、各種補助金、助成金、寄付金、登録料、事業に伴う収入、その他の収入をもつて支弁し、県スポ協の会計処理規程の定めるところにより、処理する。

## 第9章 事務局

### 第32条 (事務局)

県協議会の事務局は、県スポ協事務局において処理する。

### 第33条 (事務局に関する規程)

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、県スポ協の定めるところによる。

## 第10章 改定

### 第34条 (改定)

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則2 令和4年度の登録が完了し本規程による役員が置かれるまでは、ぎふ清流の国 SC ネットワーク令和3年度の役員が代わりとなる。会長は幹事長、副会長は副幹事長、常任委員は常任幹事、委員は委員とする。

## 公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会

### 登録規程

#### 第1条 (総則)

本規程は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会基本規程(以下「基本規程」という。)第5条第2項に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(以下「県協議会」という。)の登録に関することについて定める。

#### 第2条 (目的)

登録は、基本規程第2条のつとより、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

#### 第3条 (登録申請)

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもち、県協議会へ総合型クラブ単位で申請する。

#### 第4条 (登録審査)

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

#### 第5条 (登録認定)

県協議会は、前条に定める登録審査において県協議会が別に定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを登録総合型クラブ(以下「登録クラブ」という。)として認定する。

2 登録認定については、別に定める。

#### 第6条 (有効期間)

登録の有効期間は、当該年度の毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

#### 第7条 (登録更新審査)

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については別に定める。

#### 第8条 (権利)

登録クラブは、次の権利を有する。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

(2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際の条件等は、公益財団法人日本スポーツ協会SCCマークの使用に関する規程のとおりとする。

#### 第9条 (遵守事項)

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。
- (2) 事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。
- (3) 登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- (5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (6) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- (7) 役員等の関係者に公益財団法人岐阜県スポーツ協会(以下「県スポーツ協」という。)倫理規程第3条及び第4条に定める事項に準じて遵守させること。
- (8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、県スポーツ協が定める県スポーツ協及び加盟団体における「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

#### 第10条 (登録料)

登録クラブは、県協議会が定める登録料として年間10,000円を納めるものとする。

(うち、全国協議会に5,000円を納めるものとする)

#### 第11条 (処分)

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為(以下「違反行為」という。)の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

#### 第12条 (個人情報扱い)

本規程に基づき県協議会が取得した個人情報の取扱いにあたっては、県スポーツ協の個人情報保護に関する要綱を遵守する。

#### 第13条 (特記事項)

本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、県協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。

#### 第14条 (改定)

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポーツ協生涯スポーツ委員会承認を受けて変更することができる。



附則十（令和4年3月9日）

1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、県協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を準備登録することに鑑み、令和5年10月末日までの間は「準備登録クラブ」と読み替えることとする。

附則（令和5年7月20日）

- 1 令和5年7月20日に第6条を改定し、同日から施行する。
- 2 令和4年度の登録クラブについては、第6条の改定に伴い、延長した期間（令和5年11月1日～令和6年3月31日）にかかる全国協議会への登録料（第10条）を2,000円とする。
- 3 令和5年度の新規登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とし、全国協議会への登録料（第10条）を2,000円とする。
- 4 附則（令和4年3月9日）1における準備登録期間を「令和6年3月末日」に変更する。

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）登録基準細則第2条に準ずるものとする。

第3条（基本基準の適用範囲）

基本基準の適用範囲（運用ルール）は、全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとして、以下に定める。

＜全国協議会が定める必ず満たすべき運用ルール＞

分類	全国協議会が定める必ず満たすべき運用ルール	
	基本基準	個別基準
(1) 活動実態に関する基準	①多職種（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 （世代区分） A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生（～18歳） E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※3	・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
登録審査細則

第1条 (総則)

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第4条に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条 (登録審査委員会)

県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第3条 (登録審査委員会の構成)

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長は県協議会幹事長とし、以下に示す者の中からそれぞれ1名以上を委員として県協議会幹事長が委嘱する。

- (1) 公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）担当者
- (2) 県行政担当者
- (3) 県協議会役員

第4条 (オプザバー)

登録審査委員会委員長は、オプザバーを定めることができる。

2 オプザバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。

3 オプザバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

第5条 (委員の任期)

登録審査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第6条 (登録審査委員会の招集及び決議)

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

第7条 (登録審査方法)

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

(2) 運営形態に関する基準	④安全管理体制を整備している。	枝の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	⑤地域住民が主体的に運営している。	・緊急連絡体制を整備している。※4 ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村の住民である（Xは当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。※6 ・非営利組織である。※6
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等※5が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1：定期的とは、年間で1-2回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として全国協議会が認める間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：全国協議会が認める間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合資会社」等は対象外。

第4条 (改定)

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、公益財団法人岐阜県スポーツ協会生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。



登録認定細則

2 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。

- 申請書類①. 登録基準確認用紙
- 申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）
- 申請書類③. 規約・会則・定款等
- 申請書類④. 役員名簿
- 申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算
- 申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
- ※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要
- 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
- 申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録
- ※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要
- 申請書類⑨. スポーツ団体ガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

3 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む1名以上が実施する。

第8条（登録審査結果の報告と承認）

登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の6月1日までに別に定める様式により県協議会へ提出し、県スポーツ協生涯スポーツ委員会の承認を受けるものとする。

第9条（改定）

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポーツ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則十（令和4年3月9日）

1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則十一（令和5年7月20日）

- 1 令和5年7月20日に第8条を改定し、同日から施行する。
- 2 附則十（令和4年3月9日）1の「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」とする。

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録審査細則第2条に定める登録審査委員会から提出をされた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて岐阜県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの承認と提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを、県スポーツ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に9毎年2月末日までに提出する。

第4条（登録料の取受及び認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12毎年5月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポーツ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則十二（令和4年3月9日）

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附則十三（令和5年7月20日）

- 1 令和5年7月20日に第3条及び第4条第2項を改定し、同日から施行する。
- 2 第3条の適用につき、令和4年度の登録クラブ及び令和5年度の新規登録クラブの登録認定リストの提出については「2月末日」とあるのを、「9月末日まで」とする。
- 3 附則十（令和4年3月9日）1の「令和5年3月末日」とあるのを「令和6年3月末日」に変更する。

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会

登録更新審査細則

附則土（令和4年3月9日）

1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則（令和5年7月20日）

1 令和5年7月20日に第4条を改定し、同日から施行する。

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

登録更新審査は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録審査細則第2条に定める登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類③、④は変更がある場合のみ提出し、⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略することができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. スポーツ団体ガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員1名以上が実施する。

第4条（登録更新審査結果の報告と承認）

登録審査委員会は、6月1日までに別に定める様式により県協議会に提出し、公益財団法人岐阜県スポーツ協会生涯スポーツ委員会の承認を受けるものとする。

第5条（改定）

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポーツ生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。



協議事項(1)

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会 諸規程の改定について  
(改定対比表)

1. 登録規程

現行	改定案	備考
<p>第6条(有効期間) 登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。</p>	<p>第6条(有効期間) 登録の有効期間は、<u>毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの</u>1年間とする。</p>	<p>▶ 期日の修正</p>
<p>附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、県協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録することに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。</p>	<p>附則(<u>令和4年3月9日</u>) 1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、県協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録することに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。 <u>附則(令和5年7月20日)</u> 1 <u>令和5年7月20日に第6条を改定し、同日から施行する。</u> 2 <u>令和4年度の登録クラブについては、第6条の改定に伴い、延長した期間(令和5年11月1日～令和6年3月31日)にかかると全国協議会への登録料(第10条)を2,000円とする。</u> 3 <u>令和5年度の新規登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とし、全国協議会への登録料(第10条)を2,000円とする。</u> 4 <u>附則(令和4年3月9日)1における予備登録期間を「令和6年3月末日」に変更する。</u></p>	<p>▶ 表記の修正(理事会開催日)</p> <p>▶ 改定日、施行日(令和5年度生涯スポーツ委員会開催日)を追加 令和4年度登録クラブの延長期間及び登録料に関する追加工</p> <p>▶ 令和5年度新規登録クラブの有効期間及び登録料に関する追加工</p> <p>▶ 予備登録に関する追加工</p>

2. 登録審査細則

現行	改定案	備考
<p>第8条(審査結果の報告) 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の6月末日までに別に定める様式により県協議会へ提出し、県スポーツ協会委員会の承認を受けるものとする。</p>	<p>第8条(審査結果の報告) 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の<u>1</u>月末日までに別に定める様式により県協議会に審査結果を提出するものとする。</p>	<p>▶ 期日の修正</p>

<p>附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p>	<p>附則(令和4年3月9日)</p> <p>1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p> <p>附則(令和5年7月20日)</p> <p>1 令和5年7月20日に第8条を改定し、同日から施行する。</p> <p>2 附則(令和4年3月9日)1の「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」とする。</p>	<p>表記の修正(理事会開催日)</p> <p>改定日、施行日(令和5年度生涯スポーツ委員会開催日)を追加 審査期間の変更</p>
--	--	---

### 3. 登録認定細則

現行	改定案	備考
<p>第3条(登録認定リストの提出)</p> <p>県協議会は、前条で作成した登録認定リストを、県スポーツ生涯スポーツ委員会の承認を受けて、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ(以下「全国協議会」という。)に9月末日までに提出する。</p>	<p>第3条(登録認定リストの提出)</p> <p>県協議会は、前条で作成した登録認定リストを、県スポーツ生涯スポーツ委員会の承認を受けて、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ(以下「全国協議会」という。)に毎年2月末日までに提出する。</p>	<p>期日の修正</p>
<p>第4条(登録料の收受及び認定証の発行)</p> <p>県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。</p> <p>2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料(全国協議会が定める登録料)を12月末日までに全国協議会へ納付する。</p>	<p>第4条(登録料の收受及び認定証の発行)</p> <p>県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。</p> <p>2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料(全国協議会が定める登録料)を毎年5月末日までに全国協議会へ納付する。</p>	<p>期日の修正</p>
<p>附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。</p>	<p>附則(令和4年3月9日)</p> <p>1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。</p>	<p>表記の修正(理事会開催日)</p>

	<p>附則(令和5年7月20日)</p> <p>1 <u>令和5年7月20日に第3条及び第4条第2項を改定し、同日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第3条の適用につき、令和4年度の登録クラブ及び令和5年度の新規登録クラブの登録認定リストの提出については「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。</u></p> <p>3 <u>附則(令和4年3月9日)1の「令和5年3月末日」とあるのを「令和6年3月末日」に変更する。</u></p>	<p>改定日、施行日(令和5年度生涯スポーツ委員会開催日)を追加</p> <p>令和4年度及び令和5年度の登録認定リストの提出に関することを追加</p> <p>予備登録期間の変更</p>
--	---	---

#### 4. 登録更新審査細則

現行	改定案	備考
<p>第4条(登録更新審査結果の報告と承認)</p> <p>登録審査委員会は、6月末日までに別に定める様式により県協議会により県協議会に提出し、公益財団法人岐阜県スポーツ協会生涯スポーツ委員会承認を受けるものとする。</p> <p>附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p>	<p>第4条(登録更新審査結果の報告)</p> <p>登録審査委員会は、<u>1月末日までに別に定める様式により県協議会に提出し、公益財団法人岐阜県スポーツ協会生涯スポーツ委員会承認を受けるものとする。</u></p> <p>附則(<u>令和4年3月9日</u>)</p> <p>1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p> <p>附則(<u>令和5年7月20日</u>)</p> <p>1 <u>令和5年7月20日に第4条を改定し、同日から施行する。</u></p>	<p>期日の修正</p> <p>表記の修正(理事会開催日)</p> <p>改定日、施行日(令和5年度生涯スポーツ委員会開催日)を追加</p>

令和 5、6 年度 総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（ぎふ清流 SC ネット）  
 専門部会について

総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会 基本規程

第 7 章 専門部会

第 26 条（設置）

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、第 4 条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

第 4 条（事業）

県協議会は、第 2 条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知度の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 地区協議会並びに県スポ協加盟団体等との連携
- (8) その他目的達成に必要な事業

第 27 条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

- 2 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し知識・経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を得て幹事長が委嘱する。

第 28 条（任期）

専門部会の部会長及び部会委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当該年度最初の生涯スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任期間とする。

第 29 条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第 30 条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

令和 5、6 年度専門部会構成員

役 職	氏 名	所 属	クラブ内役職	協議会役職
部会長	渡辺 靖代	(一社) スポーツリンク白川	クラブマネジャー	委員
部会員	波賀野 里美	NPO 法人 Let's たるい	クラブマネジャー	常任幹事



## 令和5年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット) 事業計画

### 【県協議会事業】

#### ○総会及び地区委員会

事業名	期日	会場	対象
総会	5月下旬	長良川スポーツプラザ	常任幹事及び委員
地区委員会	5月下旬	長良川スポーツプラザ	常任幹事及び委員

#### ○常任幹事会

事業名	期日	会場	対象
第1回常任幹事会	5月中旬	GMC	常任幹事
第2回常任幹事会	6月下旬	GMC	常任幹事
第3回常任幹事会	2月中旬	GMC	常任幹事

#### ○専門部会

事業名	期日	会場	対象
第1回専門部会	6月下旬	GMC	部会員及び事務局
第2回専門部会	8月中旬	GMC	部会員及び事務局
第3回専門部会	10月中旬	GMC	部会員及び事務局
第4回専門部会	12月中旬	GMC	部会員及び事務局

#### ○登録審査委員会

事業名	期日	会場	対象
登録審査委員会	1月中旬～下旬	GMC	幹事長及び事務局

#### ○その他の事業

事業名	期日	会場	対象
各種研修会	2回(未定)	長良川スポーツプラザ	登録クラブ
地区交流事業	通年	各地区	登録クラブ

### 【全国協議会事業】

事業名	期日	会場	対象
SC全国協議会 総会	2月中旬～下旬	未定	幹事長及び事務局

### 【東海ブロック事業】

事業名	期日	会場	対象
東海ブロッククラブネットワークアクション2023 第1回実行委員会	6月中旬～下旬	オンライン	幹事長及び事務局
東海ブロッククラブネットワークアクション2023 第2回実行委員会	令和5年12月1日	GMC	幹事長及び事務局
東海ブロッククラブネットワークアクション2023	令和5年12月2日	グランヴェール岐山	登録クラブ関係者

[総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会特別会計]

令和5年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット)収支予算

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>I 事業活動収入の部</b>				
1 会費・入金収入	460,000	460,000	60,000	
1 総合型クラブ登録費	460,000	400,000	60,000	クラブ登録費10,000円×46クラブ
2 雑収入	1,000	0	1,000	
1 受取利息	1,000	0	1,000	
3 繰入金収入	500,000	100,000	400,000	
1 特別会計繰入金収入	500,000	100,000	400,000	田口福寿会助成金(協議会支援事業)
事業活動収入計(A)	961,000	560,000	461,000	
<b>II 事業活動支出の部</b>				
1 事業費	961,000	560,000	401,000	
1 会議費	0	0	0	
2 旅費交通費	285,000	110,000	175,000	登録審査委員会 3,992円(3,992円×1名×1回) 常任幹事会 106,680円(3,556円×10名×3回) 専門部会 71,120円(3,556円×5名×4回) 総会 35,560円(3,556円×10名×1回) 講師旅費 47,600円(23,800円×2名×1回) 講師宿泊費 19,600円(9,800円×2名×1泊)
3 通信運搬費	16,000	0	16,000	予備登録証郵送費 6,440円(140×46クラブ) 事務費 10,000円
4 消耗品費	48,000	3,000	45,000	消耗品 48,000円
5 印刷製本費	0	0	0	
6 燃料費	0	0	0	
7 賃借料	62,000	27,000	35,000	会議室使用料 32,800円(4,100円×8回) 会議室使用料 22,500円(7,500円×3回) 駐車場利用料 6,300円(100円×63回)
8 諸謝金	120,000	0	120,000	講師謝金 120,000円(30,000円×2時間×2名)
9 負担金支出	92,000	230,000	△ 138,000	全国協議会への登録費納入 92,000円(2,000円×46クラブ)
10 助成金支出	318,000	175,000	143,000	地区事業助成金 318,000円 (加盟クラブ数×3,000円+30,000円)
11 支払手数料	20,000	15,000	5,000	振込手数料
事業活動支出計(B)	961,000	560,000	401,000	
事業活動収支差額(A) - (B)	0	0	0	
当期収支差額(C)	0	0	0	
前期繰越収支差額(D)	0	0	0	
次期繰越収支差額(D)+(C)	0	0	0	

	令和6年																
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
<b>令和5年度登録手続き(登録有効期間: 令和5年1月1日～令和6年3月31日)</b>																	
全国協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ R4登録クラブからの更新クラブも含む</li> <li>○ 都道府県協議会において、登録クラブに対して更新の有無を事前に確認する</li> </ul>																
都道府県協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録システムにて登録</li> <li>登録完了通知 (10/31まで)</li> <li>登録料の納付 (12/29まで)</li> <li>登録料の受領</li> </ul>																
登録審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録料の請求</li> <li>登録料の発行</li> <li>認定証は全国協議会にて作成し、都道府県協議会へ送付予定</li> <li>請求方法・納入期限は、都道府県協議会ごとに設定</li> </ul>																
総合型クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類の提出</li> <li>※提出期限は都道府県協議会ごとに設定</li> <li>認定証受領</li> <li>登録有効期間 (予備登録クラブ令和5年11月1日～令和6年3月31日)</li> </ul>																
<b>令和6年度登録手続き(登録有効期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日)</b>																	
全国協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録システムにて登録</li> <li>登録完了通知 (3/31まで)</li> <li>登録料の納付 (5/31まで)</li> <li>登録料の受領</li> </ul>																
都道府県協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録料の請求</li> <li>登録料の発行</li> <li>認定証は全国協議会にて作成し、都道府県協議会へ送付予定</li> <li>請求方法・納入期限は、都道府県協議会ごとに設定</li> </ul>																
登録審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録料の請求</li> <li>登録料の発行</li> <li>認定証は全国協議会にて作成し、都道府県協議会へ送付予定</li> <li>請求方法・納入期限は、都道府県協議会ごとに設定</li> </ul>																
総合型クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類の提出</li> <li>※提出期限は都道府県協議会ごとに設定</li> <li>認定証受領</li> <li>登録有効期間 (登録クラブ令和6年4月1日～令和7年3月31日)</li> </ul>																
登録システム運用スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録システム試運用</li> <li>登録システム本運用</li> </ul>																

R6 全国協議会の登録に向けたスケジュール

月 組織	R5.5~10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	R6年度 4月	～	R7.3月	R7年度 4月
県認定の総合型クラブ	登録システムのアカウ ン作成と申請書類の作成準備	①申請書類の提出 【11/末頃締切】		差し戻された場 合審査委員会へ再 提出		⑩登録料の納付	登録有効期間 R6.4.1～R7.3.31 R7登録に向けた 手続き			全国登録クラブ＝ 県認定クラブ
登録審査委員会			③書類審査の実施 (実地審査省略)	書類差し戻しの場 合、該当クラブ対応 ④審査結果を提出 【1/31迄】						
県協議会	認定クラブに対して登録シ ステム作成及び申請準備の 呼びかけ	②登録審査委員会へ申請書類を 提出し審査依頼			⑤登録認定リストの作 成、審査結果報告書の 提出(2/29)	⑨登録料の請求	⑫認定証の発送 ⑬登録料の納付 (5/31迄)	R7登録業務		
生涯スポーツ委員会					審査結果の承認 【2/29】					
日本スポーツ協会						⑦登録システムに登録 ⑧登録完了通知	⑪認定証の作成及び県 協議会へ送付			
県庁地域スポーツ課			登録審査委員会の出 席【12月中～下 旬】(審査の実施)				登録クラブの通知			全国登録クラブを 知事名で県認定
市町村行政										クラブへの継続的 な理解と支援、ハート ナーシップの構築